

政令第三百六十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の七の次に次の一号を加える。

一 の八 別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

第四条第二項第二号に次のように加える。

チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの（第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）

別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四（第二条、第四条関係）

アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、アラブ首長国連邦等を仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。